

# 幼稚園施設整備指針

平成22年2月

文部科学省大臣官房文教施設企画部

第1章 総 則

第1節 幼稚園施設整備の基本の方針

1 自然や人、ものとの触れ合いの中で遊びを通した柔軟な指導が展開できる環境の整備

幼稚園は幼児の主体的な生活が展開される場であることを踏まえ、家庭的な雰囲気の中で、幼児同士や教職員との交流を促すとともに、自然や人、ものとの触れ合いの中で幼児の好奇心を満たし、幼児の自発的な活動としての遊びを引き出すような環境づくりを行うことが重要である。

2 健康で安全に過ごせる豊かな施設環境の確保

発達の著しい幼児期の健康と安全を重視し、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保するとともに、幼児期の特性に応じて、また、障害のある幼児にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。

さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮することが重要である。

3 地域との連携や周辺環境との調和に配慮した施設の整備

幼稚園は、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすことが重要であり、このためには、親子の交流や子育て相談等を通じて家庭や地域と連携したり、可能な限り周辺の施設と有機的に連携すること、また、近隣の町並みや景観との調和に配慮して整備することや施設のバリアフリー対策を図ることが重要である。

第2節 幼稚園施設整備の課題への対応

第1 幼児の主体的な活動を確保する施設整備

1 自発的で創造的な活動を促す計画

(1) 幼児の主体的な活動を確保し、幼児期にふさわしい発達を促すことのできる施設として計画することが重要である。その際、幼児の遊びの場を十分に確保すること、小グループや一人一人の特性に応じた活動を可能にする多目的な空間を計画すること、保育室と遊戯室や図書スペース等の連携に配慮することも有効である。また、各種視聴覚機器等の教材を必要に応じて活用できるように計画することも有効である。

(2) 幼児の多様な活動に即して、幼児の豊かな創造性を發揮したり、幼児期にふさわしい生活を展開したりすることのできる施設として計画することが重要である。その際、様々なコーナーを設定したり、家具の配置を工夫できる弾力的で多目的

## 第1章 総 則

な変化のある空間を計画したりすることも有効である。

### 2 多様な自然体験や生活体験が可能となる環境

(1) 幼児の身体的発達を促すため、自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶなど幼児の興味や関心が戸外にも向くよう、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置を工夫することが重要である。その際、屋内外の空間的な連続性や回遊性\*に配慮することが重要である。

※回遊性・・・建物内の通路やホールあるいは敷地内通路等を環状につなげて、幼児等が建物の内部や周囲等を回れるようにすること。

(2) 豊かな感性を育てる環境として、自然に触れることのできる空間を充実させることが重要である。その際、自然の地形などを有効に活用した屋外環境及び半屋外空間\*を充実させることも有効である。

※半屋外空間・・・バルコニー、テラス、庇の下等、保育室等の内部空間と密接に関係した屋外空間

### 3 人とのかかわりを促す工夫

幼児が教師や他の幼児などと集団生活をおくる中で、信頼感や思いやりの気持ちを育て、また、地域住民、高齢者など様々な人々と親しみ、自立心を育て人とかかわる力を養うことに配慮した施設として計画することが重要である。その際、近隣の小学校の児童等との交流に配慮した施設として計画したり、アルコープ\*、デン\*等を計画し、幼児と人との多様なかかわり方が可能となる施設面での工夫を行ったりすることも有効である。

※アルコープ・・・廊下やホール等に面した小スペースで休憩、談話、読書等ができる、人とのコミュニケーションや多様な活動が展開できる場

※デン・・・手を伸ばせば壁や天井に触れることができる幼児の人体寸法に合った家庭的な雰囲気の穴ぐら的な小空間

### 4 多様な保育ニーズへの対応

(1) 幼稚園全体の協力体制を高めるとともに、幼児に対しきめ細かな指導を行うため、チーム保育を導入し実践することが要請されており、施設計画においてもこれに対応することは重要である。その際、多様な保育形態に対応できる多目的な空間を配置することも有効である。

(2) 幼稚園における3歳児（満3歳児入園の園児を含む。以下同じ。）の入園についてのニーズが高まってきており、施設計画においてもこれに対応することが重要である。その際、幼児の人体寸法や活動内容に留意した専用の落ち着いた空間を計画することも有効である。

### 5 情報環境の充実

幼児が様々なことに興味や関心を広げることや、校務情報化の推進に資するため、幼児への影響に配慮しつつ、情報機器の導入が可能となる計画とすることも有効で

ある。

## 6 特別支援教育の推進のための施設

- (1) 教育上特別の支援を必要とする幼児に対して、障害による教育上又は生活上の困難を克服するための教育を行うため、一人一人の幼児の教育的ニーズを踏まえた指導・支援の実施を考慮した施設環境を計画することが重要である。その際、発達障害\*を含めた障害のある幼児の障害の状態や特性等を踏まえつつ、適切な指導及び必要な支援を可能とする施設環境を計画することが重要である。

※発達障害・・・・「LD, ADHD又は高機能自閉症等」を含め、「発達障害者支援法」の定義に基づく「発達障害」を意味する。なお、LDは学習障害(Learning Disabilities), ADHDは注意欠陥多動性障害(Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)を意味する。

- (2) 幼児が幼稚園内外の障害のある幼児等と活動を共にすることを、安全かつ円滑に実施できる計画とすることが重要である。

## 第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

### 1 生活の場としての施設

- (1) 幼稚園は、幼児にとって人格形成の基礎を培う大切な場であり、遊びや生活の場として、ゆとりと潤いのある施設づくりを行うことが重要である。
- (2) 幼児等の行動範囲、動作領域、人体寸法を考慮するとともに、心理的な影響も含めて施設を計画することが重要である。
- (3) 多様な教育内容・保育形態に対応するとともに、豊かな生活の場を構成するとのできる机・いす・収納棚等の家具を施設計画と一体的に計画することが重要である。

### 2 健康に配慮した施設

- (1) 幼児の健康に配慮し、園内の快適性を確保するため、採光、通風、換気等に十分分配慮した計画とすることが重要である。
- (2) 幼児の心と体の健康を支えるため、保健衛生に配慮した施設計画とすることが重要である。
- (3) 使用する建材、家具等は、快適性を高め、室内空気を汚染する化学物質の発生がない、若しくは少ない材料を採用することが重要である。
- (4) 新築、改築、改修等を行った場合は、養生・乾燥期間を十分に確保し、室内空気を汚染する化学物質の濃度が基準値以下であることを確認させた上で建物等の引渡しを受け、供用を開始することが重要である。

### 3 耐震性の確保

- (1) 地震発生時において、幼児等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。

## 第1章 総 則

(2) 幼稚園施設は、地震等の災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことから、このために必要となる機能も計画することが重要である。

### 4 安全・防犯への対応

(1) 幼児の安全確保を図るため、幼稚園内にあるすべての施設・設備について、幼児の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。

その際、事故の危険性を内包する箇所は特に安全性を重視した分かりやすい計画とすることが重要である。

(2) 事故を誘発するような明確な構造的な欠陥はもとより、幼児が予測しにくい危険を十分に除去しておくことが重要である。

また、可動部材、特に機械制御のものは十分に安全性が確保されていることを確認することが重要である。

(3) 幼児の多様な行動に対して、万が一事故が発生してもその被害が最小限となるよう、配慮した計画とすることが重要である。

(4) 外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止することのできる施設計画や、事故も含めた緊急事態発生時に活用できる通報システム等を各幼稚園へ導入することが重要である。

(5) 敷地内や建物内及び外部からの見通しが確保され、死角となる場所がなくなるよう計画することや、特に不審者侵入の観点からはどの範囲を何によってどう守るかという領域性に留意した施設計画が重要である。

(6) 幼稚園や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、その安全性を確保した上で、地域住民等が利用・協力しやすい幼稚園施設づくりを推進することが重要である。

(7) 既存施設の防犯対策及び事故防止対策についても、図面や現場等において点検・評価を行い、必要な予防措置を計画的に講じていくことが、関係者の意識を維持していく面からも重要である。

(8) 幼稚園施設の防犯対策及び事故防止対策は、安全管理に関する運営体制等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、家庭や地域の関係機関・団体等と連携しながら取組を進めることが重要である。

### 5 施設のバリアフリー対応

(1) 障害のある幼児、教職員等が安全かつ円滑に生活を送ることができるよう、障害の状態や特性、ニーズに応じた計画とすることが重要である。その際、スロープ、手すり、便所、出入口、また必要に応じエレベーター等の計画に配慮することが重要である。

(2) 幼稚園の教育活動への地域の人材の受け入れなど様々な人々が幼稚園教育に参加すること、地域住民が生涯学習の場として利用すること、地震等の災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割を果たすこと等、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえて計画することが重要である。

- (3) 既存幼稚園施設のバリアフリー化についても、障害のある幼児の在籍状況等を踏まえ、所管する幼稚園施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進することが重要である。
- (4) 幼稚園施設のバリアフリー化に当たっては、施設の運営・管理、人的支援等のサポート体制との連携等を考慮して計画することが重要である。

## 6 環境との共生

- (1) 幼児が自然環境と触れ合いながら様々な体験をすることができるよう配慮するとともに、施設自体が教材としても活用されるよう計画することが重要である。
- (2) 環境負荷の低減や、自然との共生等を考慮した施設づくりを行うことが重要である。
- (3) 太陽光や太陽熱、風力、バイオマス\*など再生可能エネルギーの導入、緑化、木材の利用等については、環境負荷を低減するだけでなく、環境教育を踏まえた活用や地域の先導的役割を果たすという観点からも望ましい。

\*バイオマス・・・動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く）。

## 7 特色を生かした計画

幼稚園における教育理念を施設計画に反映させることによって、特色ある計画とすることが重要である。その際、モニュメント、シンボルツリーを設けたり、色彩や曲線を生かしたデザイン手法を活用することや、地域の文化的特性や伝統を取り入れ、風土、景観等の特色を生かした計画とすることも有効である。

## 第3 家庭や地域と連携した施設整備

### 1 幼稚園・家庭・地域の連携

- (1) 幼稚園施設の計画に当たっては、家庭等とも連携した地域の学習環境の基盤整備とともに、教職員・保護者・地域住民等の関係者の参画により、総合的に検討を進めることが重要である。
- (2) 専門的知識・技術を持つ社会人をはじめ、地域の様々な人材を受け入れ、教育活動への地域の活力の導入・活用を促すための諸室についても計画することが重要である。
- (3) 他の文教施設等の整備状況を勘案しつつ、必要に応じ、これらの施設との有機的な連携について計画することが望ましい。とりわけ、保育所や小学校との連携を視野に入れた施設計画が重要である。さらに、他の文教施設との情報ネットワークを構築することも有効である。

### 2 「預かり保育」への対応

近年「預かり保育\*」に対するニーズが高まってきており、地域の状況や保護者の要望に応じた「預かり保育」に対応する施設計画が重要である。その際、活動日数や活動時間帯等の運営方法、午睡やおやつ等の「預かり保育」独自の活動に留意す

## 第1章 総 則

るとともに、家庭的な雰囲気のある空間を設けるなど幼児が長時間園内に滞在することに配慮して計画することが重要である。

※「預かり保育」・・通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、幼稚園が当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動

### 3 子育ての支援活動への対応

地域の幼児教育のセンターとしての子育てを支援するための機能や「親と子の育ちの場」としての役割や機能を一層充実させるための施設計画が重要である。その際、地域の様々な人々が気軽に利用できるように配慮することが重要であり、子育てに関する情報交換や相談のための専用の子育て支援室やP T A室等を計画すること、インターネットを活用した子育て支援ネットワークの構築及び乳幼児等を伴う保護者の利用に配慮すること等も有効である。

### 4 幼稚園開放のための施設・環境

- (1) 地域に開かれた幼稚園として、子育てを支援するため園舎や園庭の開放が求められており、幼児や地域住民が有効に活用できる施設計画とすることが重要である。また、幼稚園や地域の特性に応じた防犯対策を実施し安全性を確保した上で、必要に応じ、地域住民との交流の促進を図ることができるよう計画することも有効である。
- (2) 多様な利用者に配慮した、快適、健康、安全で利用しやすい施設であるとともに、幼稚園開放の運営と維持管理が容易な施設として計画することが重要である。

### 5 保育所と連携した施設計画

- (1) 幼稚園と保育所の施設の共用化（「認定こども園」とする場合を含む。）など、両者の有機的な連携について計画することも有効である。その際、遊戯室、調理室、管理諸室、屋外環境等について共用の空間を計画することが望ましい。
- (2) 幼稚園と保育所の施設の共用化を図る際には、施設相互の関連に配慮するとともに、合同の活動や行事など幼児が様々な触れ合いをもつ空間として計画し、幼児の教育・保育の場として十分機能させることが望ましい。また、教員と保育士の交流の促進や子育て相談等における連携・協力を図る計画も望ましい。

### 6 複合化への対応

- (1) 幼稚園と保育所、小学校、社会教育施設、高齢者福祉施設等との複合化について計画する場合は、幼稚園における幼児の教育と生活に支障のないことはもちろん、施設間の相互利用、共同利用等による教育環境の高機能化及び多機能化に寄与する計画とすることが重要である。
- (2) 多様な利用者を考慮し、防犯対策等の安全管理、バリアフリーに配慮した計画とすることが重要である。
- (3) 幼稚園の教育環境に障害又は悪影響を及ぼす施設との合築は避けることが重要

である。また、教育環境の高機能化及び多機能化に寄与しない施設との合築についても慎重に対処することが重要である。

### 第3節 幼稚園施設整備の基本的留意事項

#### 1 総合的・長期的な視点からの計画の策定

- (1) 多様な教育活動の実施、安全性への配慮、環境負荷の低減、地域との連携を考慮するとともに、当該地域の児童数や保育ニーズの将来動向、幼稚園教育の今後の方向等を考慮しつつ、総合的かつ長期的な視点から施設の運営面にも十分配慮した計画を策定することが重要である。
- (2) 当該地域における文教施設の整備計画や児童教育施設等の整備状況を勘案して幼稚園施設の規模、立地を計画することが望ましい。
- (3) 増築、一部改築、改修、補強等の場合も、幼稚園施設整備の基本方針、新たな課題への対応を踏まえ、総合的かつ中・長期的な視点から計画することが重要である。

#### 2 適確で弾力的な施設機能の設定

- (1) 幼児期の特性に応じ、また、障害のある児童にも配慮しつつ、多様な保育形態による活動規模を考慮した施設機能を設定することが重要である。また、その際、教育の内容や方法、設備、園具、遊具等の利用方法を把握するとともに、地域の気候、風土やその季節的な変化、周辺環境の活用の可能性等も考慮して、必要な施設機能を弾力的に設定することが重要である。
- (2) 教務、事務の内容や方法、事務機器、家具等の利用方法等を把握し、必要な施設機能を設定することも重要である。
- (3) 幼児の人体寸法、動作寸法、行動特性に適合した家具の導入を考慮し、施設機能を設定することが重要である。
- (4) 親子の交流や子育て相談等における施設・設備の利用方法等を把握し、必要な施設機能を設定することが重要である。

#### 3 計画的な整備の実施

- (1) 施設機能を適確に設定するため、企画から基本設計までの期間を十分確保するとともに、企画から施工に至る各段階の内容的な連続性、整合性に十分留意しつつ、計画的に整備を進めることが重要である。
- (2) 施設計画と園具、遊具等の導入計画との一体性に留意しつつ、総合的に整備を進めることが重要である。
- (3) 完成後には施設に係る評価を定期的に行い、将来の改修・改築等の計画に生かしていくことが重要である。
- (4) 施設の整備を段階的に行う場合は、最終的な施設計画を想定した上で、計画を策定することが重要である。

#### 4 長期間有効に使うための施設整備の実施

- (1) 幼稚園施設を常に教育の場として好ましい状態に維持するためには、日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。
- (2) 建物構造体を堅固につくり、室区画や室仕上げは将来の教育内容や指導方法の変化に応じて変更可能とすることや、設備の交換・補修を容易にすること等、長期間建物を有効に使える計画とすることが重要である。
- (3) 情報技術の進展をはじめとする将来のニーズや機能の変化を見込んで、改修整備を行いやすい施設となるよう計画することも有効である。

#### 5 関係者の参画と理解・合意の形成

- (1) 特色ある教育内容や指導方法等を反映し、地域と連携した幼稚園運営が行われるよう、企画の段階から教職員・保護者・地域住民等の参画により、総合的に計画することが重要である。また、より効果的・効率的な施設運営を行うためには、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換を行うことが重要である。

このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。

- (2) 開放施設の利用内容・方法や管理方法、児童の通園方法、当該幼稚園施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・じんあい等の影響、災害時の対応などについて、事前に地域住民等と十分協議することが重要である。

#### 6 地域の諸施設との有機的な連携

- (1) 当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画、文教施設整備計画との整合を図りつつ、これらの施設と有機的に連携した計画とすることが望ましい。
- (2) 幼稚園と地域社会の連携を深めていく上で、社会教育施設や高齢者福祉施設等と複合化し、教育環境を高機能化・多機能化させることも有効である。その際、幼稚園における教育と生活に支障を生ずることのないよう計画することが重要である。

#### 7 整備期間中の教育環境の確保

整備期間中においては、適切な事故防止策を講じるとともに、工事に伴う車両等の出入り、騒音、振動、ほこり等の発生により、児童の健康、安全や教育環境に支障が生じないように十分留意することが重要である。特に、情緒障害、自閉症又はA D H D 等の障害のある児童がいる場合は、騒音、振動等の刺激によるパニックや多動・衝動性等に十分配慮することが重要である。また、必要に応じ適切な仮園舎を確保することも有効である。

## 第4章 園庭計画

## 第1 基本的事項

## 1 教育環境の向上

- (1) 幼児期の心身の発達、人体寸法、動作寸法、行動特性等を勘案して、幼児が自発的、自主的な活動を展開できるように、防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し、設計することが重要である。
- (2) 園庭を構成する各施設部分について、指導方法、幼児の多様な活動内容や利用頻度等を十分勘案した適切な空間構成、配置等を計画することが重要である。
- (3) 幼児の多様な活動内容に十分留意し、園舎周りの屋外空間や屋上等を含め、園地全体を活用して幼児が活動できるよう園庭全体の連続性や回遊性に配慮することが重要である。
- (4) 3歳児や乳幼児の利用が想定される場合は、専用の屋外保育空間を保育室に近接した位置に設けることも有効である。
- (5) 幼児の自然体験を豊かにし、心身の発達を促すため、防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意しつつ、現存する森、樹木、池等や自然の傾斜、段差等を有效地に活用することが望ましい。
- (6) 環境を考慮した取り組みとして、太陽光を利用したモニュメント、風力発電装置等を設置することは、環境教育を踏まえた活用という観点からも望ましい。
- (7) 園地近傍の樹林、草原、小山、小川、池等を活用して園庭を計画することも有効である。
- (8) 園舎の屋上、壁面、テラス、ベランダなどについて緑化することが、環境を考慮した施設づくりという観点からも有効である。

## 2 総合的かつ柔軟な計画

- (1) 各施設部分・空間等は、相互の調和や全体的な景観に配慮し、園舎周りの屋外空間や屋上等を含め、園地全体を活用して幼児が活動できるように、園舎部分との連続性に配慮して計画・設計することが重要である。
- (2) 幼児の多様な活動の展開に柔軟に対応するため、可動遊具の導入等により各施設部分の空間配分及び配置の再構成が可能な計画とすることが望ましい。
- (3) 文化的な環境づくりのために、舗装面の装飾やモニュメントの設置等を計画することも有効である。
- (4) 地域住民との交流や、保護者と教職員、保護者間の交流の場としての機能を充実させるため、園庭にベンチ、庭等の空間を計画することが望ましい。
- (5) 保育所との連携を行う場合は、相互の園庭の共用化を考慮した計画とすることも有効である。

## 第2 運動スペース

- (1) 敷地の形状を有効に活用し、変化に富み、遊びながら様々な活動を体験できる空間として計画・設計することが重要である。

## 第4章 園庭計画

- (2) 運動や遊びの種類、設置する遊具の利用形態等に応じて、必要な面積、形状等を確保できる計画・設計とすることが重要である。
- (3) 構造及び仕様は、表面が平滑で、適度な弾力性を備え、また、適度の保水性と良好な排水性じんを確保するように計画し、設計することが重要である。
- (4) 表層部分の材料は、けがの防止、維持管理の方法、ほこりの発生防止等に十分留意しつつ、運動等の内容に最も適した種類を選定することが重要である。  
芝生を用いる場合には、気候・土壤条件、維持管理方法等を考慮し計画することが重要である。
- (5) 必要に応じ、東屋やパーゴラ等、日除けのための施設を適當な通風の得られる位置に設けることも有効である。
- (6) 屋上で運動する計画とする場合は、安全管理面に十分留意しつつ、運動の内容等に適した機能を確保するよう形状、仕上げ等を計画することが重要である。その際、活動に伴い発生する騒音やボール等の落下などによる周辺地域等への影響に十分留意することが重要である。

### 第3 遊具

- (1) 固定遊具等は、幼児期の心身の発達にとって重要な役割を果たすことを踏まえ、自然の樹木や地形の起伏等を遊具として活用することや衛生面も考慮しつつ、幼児数や幼児期の発達段階、利用状況、利用頻度等に応じ必要かつ適切な種類、数、規模、設置位置等を検討することが重要である。その際、幼児のみで利用しても十分な安全性及び耐久性を備えた仕様のものを選定することが重要である。特に、朝礼台や金属のポール等は必要に応じ、カバーを設置する等衝突事故防止に配慮した計画とすることが重要である。また、幼児の想定外の使い方による落下、衝突、転倒などに配慮することが望ましい。
- (2) 固定遊具、可動遊具とともに定期的に安全点検を行い、破損箇所の補修を行う等日常的な維持管理を行うことが重要である。とりわけ、揺れ、回転、滑降等を伴う遊具の設置については、安全性確保の観点から慎重に対処することが望ましい。
- (3) 固定遊具の支柱の基礎部分及び遊具の周りは、幼児の安全に配慮した仕上げ、構造等とすることが重要である。
- (4) 幼児の興味や関心、遊びの変化等に応じ遊具の再配置が可能となるように、可動遊具や組立遊具を安全性に留意して導入することも有効である。

### 第4 砂遊び場、水遊び場その他の屋外教育施設

#### 1 砂遊び場

- (1) 安全面及び衛生面における維持管理に十分留意しつつ、適當な面積、形状、砂質等のものを確保することが重要である。
- (2) 日当たりが良く安全かつ効果的に利用できる位置に計画することが重要である。

#### 2 水遊び場

- (1) 水質管理ができるプール等の水遊び場を計画することが望ましい。また、水質

管理や利用形態に十分留意しつつ、幼児が楽しく遊べる小川や池、可動式の水遊び場を計画することも有効である。

- (2) 日当たりが良く、安全かつ衛生的に管理できる位置に計画することが重要である。また、必要に応じ、日除けのための設備を設置することが望ましい。

### 3 その他の屋外教育施設

- (1) 動植物の飼育、栽培のための施設を、安全面や衛生面に留意しつつ、計画することも有効である。その際、幼児が活動しやすいよう配慮することが望ましい。

- (2) 敷地内に地域の自然を活用したビオトープ\*を計画することも有効である。

※ビオトープ・・・水生植物、水生動物等の観察ができる小川、池等をはじめとする生物の生息空間

- (3) 敷地内に、幼児が登ったり駆け下りたりできる築山、通り抜けができるトンネル、泥遊びができる場所等を安全面及び衛生面に留意しつつ計画することが望ましい。

- (4) 懇意、食事、交流、発表等の場として、ステージ、ベンチ等を設置することも有効である。

## 第5 緑化スペース

### 1 共通事項

- (1) 植栽、草花などの自然を取り込んだ緑化スペースが教材としても活用されるよう配慮し、園地全体に積極的かつ効果的に取り入れることが重要である。

- (2) 緑化に当たっては、維持管理の方法を十分検討しつつ、樹木の成長等の状況を十分予測し、長期的な展望の下に計画することが重要である。

- (3) 土地的条件、気候的条件などを十分考慮するとともに、有毒、有害寄生虫の有無等に留意し、適切な種類の樹木や草花等を選定することが重要である。

- (4) 四季折々に花を咲かせ、実をならせる樹種を選定するなど、植物やそこに飛来する野鳥、昆虫等の生態等を観察できるように計画することが重要である。

- (5) 明るい雰囲気を作り出し、幼稚園への愛着や思い出につながり、地域住民が誇りや愛着をもつことのできる緑化計画とすることが望ましい。

- (6) 敷地内に十分な緑化の空間を確保することのできない場合などにおいては、安全性に十分留意しつつ、建物の外周部、屋上等を緑化に活用することが重要である。

### 2 樹木

- (1) 樹高の高い樹木を園舎の周囲、園地周辺部等にまとまりを持たせて配植したり、1本又は数本の樹木をポイント的に配植することも有効である。

- (2) 樹木の配植に当たっては、目的とする機能を有效地に発揮することができるよう樹種、機能等に応じ間隔、配列等を設定し、園舎内や敷地周囲等からの見通しを妨げない計画とすることが重要である。

- (3) 園舎等の建物周囲へ樹木を配植する場合は、室内の採光、通風等に支障を生じ

ることないよう計画することが重要である。

- (4) 園地周辺部に樹木を配植する場合は、日影、落葉等によって周辺地域へ支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ、周辺地域の景観と調和し、良好な景観の構成に貢献するよう計画することが望ましい。
- (5) 安全性に留意しつつ、木登りなどの遊びができる樹種を選定することも有効である。
- (6) 郷土産のものを中心に、四季の変化、生態等を観察することができる樹種を選定することが望ましい。

### 3 植え込み

- (1) 低木による植え込みを、前庭部、園舎周囲、沿道部、敷地境界部等にある程度の密度を持たせて計画することも有効である。
- (2) 植え込みを計画する場合は、維持管理や防犯上死角の原因とならないことに十分留意しつつ、目的、場所等に応じた適切な樹種を選定し、ある程度の密度をもって、配植することが望ましい。
- (3) 樹高の高い樹木と組み合わせる場合には、植え込みに日照障害を生ずることのないよう留意して計画することが重要である。

### 4 芝生

- (1) 芝生のもつ効用を、維持管理及び植栽場所に十分留意しつつ、効果的に活用することも有効である。
- (2) 使用目的及び使用場所に適した種類の芝を選定することが重要である。
- (3) 樹木等と併用する場合は、芝に日照障害を生じることのないよう留意して計画することが重要である。
- (4) 前庭部、保育室の前面等に芝を配植することも有効である。
- (5) 幼児が日常的に使用する部分は、感触、踏圧に対する耐性、維持管理のしやすさ等に留意して芝の種類を選定することが重要である。
- (6) 芝の植付けに当たっては、生育条件の確保に留意しつつ、種類等に応じて植付けの方法、時期等を選定することが重要である。

### 5 花壇

- (1) 幼児が自発的、自主的に世話ができ、また管理もしやすいように、位置、規模等を計画することが重要である。その際、栽培する草花、野菜等の種類は、開花や収穫の時期及び期間、手入れや収穫等の管理の難易を十分検討し、適切なものを選定することが望ましい。
- (2) 設置位置は、日当りがよく、目につきやすく、かつ、管理に容易な場所とすることが望ましい。
- (3) 形状等については、複雑な形状及び過度の広さとすることは避け、周囲をレンガ、ブロック等で縁どり、適当な規模に区画することが望ましい。
- (4) 花壇とは別に、花壇面積に応じた十分な苗場を用意しておくことが望ましい。

## 6 生け垣

- (1) 潤いのある親しみやすい環境を構成する上で、侵入防止、目かくし、防じん、防音等遮へいの必要な部分に生け垣を計画することも有効である。
- (2) 生け垣を計画する場合は、場所及び目的に応じ、生け垣の種類や使用する樹木等を選定し、防犯上も考慮し計画することが重要である。また、景観構成上も有効となるよう配植することが望ましい。
- (3) 園地周辺部に計画する場合は、目的とする機能の確保に留意しつつ、変化をもたせ、厚みを感じる計画とすることが望ましい。
- (4) 園地内の施設の境界に計画する場合は、目的とする機能の確保に留意しつつ、区画する施設その他の背景と調和し、かつ、園地内の良好な景観を構成するよう樹種、配植等を計画することが望ましい。

## 第6 門、囲障等

### 1 門

- (1) 幼児の安全上及び教育上の支障がなく、周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置することが重要である。
- (2) 幼児等の通行量が最大となる時間帯の通行密度、緊急車両の通行等を勘案して十分な幅の通行部分を確保することが重要である。
- (3) 幼児の道路への飛び出しを避けることができるよう、門及び門周りの囲障の仕様、配置等を計画することが望ましい。
- (4) 門扉を設ける場合には、開閉方法、形状、重量等を十分検討して安全に開閉できるよう計画するとともに、心理的な圧迫感を与えることのないよう意匠に配慮することが重要である。
- (5) 不審者の侵入防止や犯罪防止、事故防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、門の施錠管理を適確なものとすることが重要である。また、防犯カメラや赤外線センサー、インターホン等の防犯設備を、必要に応じ門の周辺に設置することも有効である。
- (6) 見通しのきかない位置に門を設けざるを得ない場合は、門の施錠や開閉による来訪者の出入管理に特に留意することが重要である。その際、障害者や高齢者の利用に支障が生じないよう配慮することが望ましい。
- (7) 外部からの来訪者を確実に確認できるよう、来訪の際は必ず受付場所へ立ち寄る旨の表示を門等に掲げることが重要である。また、誘導のための案内図やサインを必要に応じ門の周辺に計画することも有効である。
- (8) 門の周辺に、送迎の際などに保護者同士が交流できる空間を計画することが望ましい。

### 2 囲障等

- (1) 囲障は、地域状況に応じ防犯にも留意しつつ、周辺環境に調和し、開放的で親しみを感じられるよう計画することが望ましい。

## 第4章 園庭計画

- (2) 囲障を計画する際、特に防犯の面からは、周囲からの見通しを妨げるものは避け、視線が通り死角を作らないものとすることが重要である。また、隣接建物等から不審者の侵入が心配される状況では、囲障について十分な高さや形状を確保することが望ましい。
- (3) 防犯カメラや赤外線センサー等の防犯設備を、必要に応じ囲障の周辺に設置することも有効である。
- (4) 生け垣とする場合には、維持管理や周辺への影響について十分検討し、適切に樹種を選択し、配列することが重要である。
- (5) 運動スペース周辺の住宅、道路の状況等に応じて、防護ネット等を計画することが望ましい。
- (6) 囲障、防球ネット、フェンス等については、十分な耐用性や地震時の安全性を確保するよう設計することが重要である。

### 3 駐車場等

- (1) 必要最小限の自動車や自転車等の駐車及び円滑かつ安全な出入りに必要な面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 出入りに伴う騒音、排気ガス等が教育活動や周辺に影響を及ぼすことのないよう計画することが重要である。
- (3) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、来訪者を適確に確認できる構造とすることが重要である。
- (4) 必要に応じ、通園バスの駐車場や送迎の際の乗降場所、保護者、幼稚園開放における利用者、外部からの訪問者の自転車やベビーカー等を置くための場所を計画することが重要である。